



2021年12月15日

各 位

会 社 名 パーク24株式会社
代表者名 代表取締役社長 西川 光一
(コード：4666、東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員経営企画本部長
佐々木 賢一
(TEL：03-6747-8120)

英国子会社による再建計画の取り下げに関するお知らせ

当社の英国連結子会社である NATIONAL CAR PARKS LIMITED（以下、NCP）は、現地時間 2021 年 12 月 15 日開催の同社取締役会において、現地時間 2021 年 4 月 30 日に申請いたしました英国会社法（Companies Act, 2006）Part 26A に基づく再建計画について取り下げを決議し、当地の管轄裁判所（以下、裁判所）へ取り下げ申請をいたしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 申請取り下げの理由・背景

現地時間 2021 年 4 月 30 日に NCP の取締役会において英国会社法（Companies Act, 2006）Part 26A に基づく再建計画（注 1）を申請することを決議し、その成立に向け取り組んでまいりました。申請以降、審理の過程において当社再提案に対し債権者様（土地オーナー様）の一部から出されている対案への対応に時間を要していること等により、再建計画の早期成立は困難な状況がこれまで続いておりました。

その一方で、2021 年 7 月にロックダウンが全面解除されて以降、外部環境の変化により駐車場の稼働は回復の兆しを示しています。さらに、土地オーナー様との個別話し合いの結果、多くの土地オーナー様からご理解を賜り、不採算駐車場の解約や契約条件の変更等を通じたコスト構造の再構築に一定の目処を付けることができしております。このような状況を踏まえ、再建計画の申請を取り下げることといたしました。

(注 1) コロナ禍における企業の経済活動の継続を支援することを念頭に、2020 年 6 月に改定された英国会社法（Companies Act, 2006）の Part 26A により新たに制定され、企業が自主再建を強力かつ効果的に推進することを可能にする制度です。本制度は、再建計画の内容毎に債権者を複数のクラスに分類し、計画を提案いたします。手続きは裁判所の管理下で行われ、裁判所により招集される債権者会議において投票及び承認を経た上で、裁判所が提案内容を認可いたします。その提案内容が 1 つのクラスで 75%以上の承認が得られた場合、他クラスも裁判所の認可で提案が強制適用され、計画が成立するものです。

2. 当社業績への影響

本件が当社の 2021 年 10 月期連結決算に与える影響額は軽微です。

[参考]

1. 英国子会社による再建計画の申請に関するお知らせ

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4666/tdnet/1960243/00.pdf>

以 上